

聖書宣教会
「聖書学研究所」規程

前文

絶対的な真理に対する確信が揺るがされている現代、聖書を「誤りなき神のことば」と告白する福音主義の立場において、聖書の学問的な研究をすることは可能であるのみならず、主の教会の歩みにとって不可欠である。この世の霊的原理に対峙しその誘惑に打ち勝つ知的営みが無くては、主の教会を、世の嵐に翻弄されるがままにすることになるのではないか。そういう危機感をもって、みことばの主を恐れつつ聖書の研究に従事したいと思う。そしてこの研究が、みことばの宣教を静かに力強く支えるものとなることを願い、本研究所をここに祈りを持って開設する。

(名称)

本研究所の名称は「聖書学研究所」(Tokyo Institute of Biblical Studies)とする。

(所在地)

本研究所は、東京都羽村市羽西 2-9-3 聖書宣教会内に置く。

(目的)

本研究所の目的は、聖書を誤りなき神のことばと告白する福音主義の立場に立って、聖書の研究を行うとともに、研究者の養成を行う。

(組織)

本研究所は、聖書宣教会の一つの部門として、研究所委員会によって(以下、委員会と略称する)運営される。委員会は、所員と聖書神学舎教師会から推薦された者一名をもって構成する。

研究所の業務を管理する者として所長を置く。所長は、所員の中から委員会において推薦し、校長が任命する。所長は任期を3年とし、再任は妨げない。

(人事)

本研究所の活動に従事する下記の者は、聖書宣教会の信仰告白に同意する者でなければならない。

1. 所員は2名以上とし、聖書神学舎教師会の推薦に基づき、校長が任免する。所員の任期は3年とし、更新の上限は定めない。
2. 会員の受け入れは、研究プロジェクトのプロポーザルの評価などに基づき、面接を経て、委員会が判断する。
3. 準会員の受け入れは、上記に準じる。
4. 有給の主事を置くことが出来る。

(ディプロマ)

会員、準会員の、一定期間を経て、論文審査に合格した者にはディプロマを授与する。

なお、海外の高等教育機関との連携で学位を授与されることもある。

(財政)

研究所の財務・会計は聖書宣教会の財務・会計の中で行う。

(改定変更)

本規程の改定変更は、委員会の三分の二以上の賛成、聖書神学舎教師会の同意、聖書宣教会理事会の承認を必要とする。

2020年1月1日発効